

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険料率の見直しについて



■保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成26・27年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割

(被保険者が等しく負担)

平成24・25年度 (年間) 47,709円	→	平成26・27年度 (年間) 51,472円 (3,763円増)
------------------------------	---	-------------------------------------

●所得割率

(被保険者の所得に応じて負担)

平成24・25年度 10.61%	→	平成26・27年度 10.52% (0.09ポイント減)
---------------------	---	---------------------------------

●賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成24・25年度 55万円	→	平成26・27年度 57万円(2万円増)
-------------------	---	-------------------------

■均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成25年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません
2割軽減	33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)



平成26年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円 + (24万5千円 × 世帯の被保険者数) ※単身世帯の方も該当になります
2割軽減	33万円 + (45万円 × 世帯の被保険者数)

◆保険料の計算方法 (平成26年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成25年中の所得 - 33万円) × 10.52%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	-------------------------

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成26年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします。

■保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成26年度 保険料	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	5,147円	約400円増
33万円	8.5割軽減	7,720円	約600円増
33万円+ (24万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	25,736円	約1,900円増
33万円+ (45万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	41,177円	約3,000円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■年間保険料額の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割 軽減	所得割 軽減	平成26年度	前年度比
80万円	9割	—	5,100円	400円増
153万円	8.5割	—	7,700円	600円増
168万円	8.5割	5割	15,600円	500円増
192.5万円	5割	5割	46,500円	12,600円減
203万円	2割	5割	67,400円	2,800円増
211万円	2割	5割	71,600円	6,800円減
213万円	2割	—	104,200円	7,100円減
214万円	—	—	115,600円	3,200円増

●夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の 年金収入	区 分	均等割 軽減	所得割 軽減	平成26年度	前年度比
80万円	夫	9割	—	5,100円	400円増
	妻		—	5,100円	400円増
153万円	夫	8.5割	—	7,700円	600円増
	妻		—	7,700円	600円増
168万円	夫	8.5割	5割	15,600円	500円増
	妻		—	7,700円	600円増
211万円	夫	5割	5割	56,200円	12,700円減
	妻		—	25,700円	12,400円減
217万円	夫	5割	—	93,000円	13,000円減
	妻		—	25,700円	12,400円減
238万円	夫	2割	—	130,500円	2,200円増
	妻		—	41,100円	3,000円増
258万円	夫	2割	—	151,600円	7,500円減
	妻		—	41,100円	6,600円減
259万円	夫	—	—	162,900円	2,800円増
	妻		—	51,400円	3,700円増

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
(☎011-290-5601)

役場住民課年金保険係
(1階④番窓口 ☎485-2111 内線127)